

今月のテーマ

新しいQ&A

Q：医師が相互支援のため本院と分院との間で移動して施術することがあり、一時的に1クリニックの医師の人数が変化します。その場合の被保険者（医師・歯科医師）の人数は、どのように決めて契約したらよいですか？

A：本院と分院における基本の医師人数（勤務医やアルバイト医も含みます）を設定し、それぞれ契約してください。

手術等の応援で一時的に1クリニックごとの医師人数のバランスに変化があっても、本院・分院を含めたクリニック全体の医師数に変化がなければ問題ありません。

<具体例>

【基本の医師人数】 A契約=A本院・医師3名、B契約=B分院・医師2名、C契約=C分院・医師1名、合計6名 の場合

・C分院の医師がA本院に医師2名の応援を要請し医師3名で施術する場合、施術時にはC分院にはC契約に記載の被保険者数（1名）を上回って医師がいることとなりますが、その時点で本院・分院合計6名の医師数に変更がなければ、問題なく保険の対象となります。

・一時的にCクリニックが最大3名の医師数になることを理由に、C契約で3名分の保険料を支払うことは必要ありません。

・上記回答のとおり、「基本の医師人数」に従い3契約に分けてご契約いただくことで、ご質問の事態が生じて6名分の合計保険料で、保険が適用されます。

正しい契約設定

<A契約>

- ・申込人（契約者）：医療法人〇〇会 理事長□□□□
- ・保険の目的（病院・診療所）：A本院
- ・被保険者（医師・歯科医師）数：3名
- ・1事故限度額
（賠償保険） 300万円
（弁護士保険） 100万円
- ・年間限度額 1,000万円

<B契約>

- ・申込人（契約者）：医療法人〇〇会 理事長□□□□
- ・保険の目的（病院・診療所）：B分院
- ・被保険者（医師・歯科医師）数：2名
- ・1事故限度額
（賠償保険） 300万円
（弁護士保険） 100万円
- ・年間限度額 1,000万円

<C契約>

- ・申込人（契約者）：医療法人〇〇会 理事長□□□□
- ・保険の目的（病院・診療所）：C分院
- ・被保険者（医師・歯科医師）数：1名
- ・1事故限度額
（賠償保険） 300万円
（弁護士保険） 100万円
- ・年間限度額 1,000万円

- ・契約者全体の被保険者数に変化がなければ、本院 ⇄ 分院間で一時的に医師の移動があっても保険の適用に問題はありません。
- ・各クリニック（本院・分院）ごとに設定された支払限度額も変更されることはありません。
- ・なお、この保険は「申込書記載の医療施設で発生した事故が支払対象となります」ので、上記具体例のケースで、A本院の応援医師が事故を起こした場合は、C契約で保険金が支払われることとなります。

